

# 組織・機構の改正について

## 産業人材育成課（仮称）の設置について

### （１）改正の背景

経済のグローバル化に伴う産業構造の変化や少子高齢化が進展する中で、本県の産業競争力をより高めるためには、産業人材の育成が重要であり、若者から高齢者まで、全ての人材がその能力を存分に発揮することを目指し、産業人材の育成施策を積極的に展開する必要がある。

### （２）改正の内容

平成27年4月1日から、産業人材の育成施策の執行体制を強化するため、「産業人材育成課（仮称）」を設置する。

なお、「就業促進課」の課内室として設置している「産業人材育成室」及び「技能五輪・アビリンピック推進室」は廃止する。

### ◆組織の新旧比較◆

現 行	改 正 案
産業労働部労政局 └─ 就業促進課 └─ <u>産業人材育成室</u> └─ <u>技能五輪・アビリンピック推進室</u>	産業労働部労政局 └─ 就業促進課 └─ <u>産業人材育成課</u>

（上記組織図では「(仮称)」を省略。）